

第9回北広島市学校跡施設市民検討会議 議事概要

◆開催概要

日 時 : 平成 23 年 2 月 28 日 (月) 18 : 30 ~ 19 : 30

場 所 : 市役所本庁舎 2 階会議室

出席委員 : 五十嵐智嘉子委員、大川壽雄委員、北側理委員、栗山恒幸委員、佐藤靖委員、
清水弘委員、瀬戸口剛委員、寺岡和彦委員、中井敏之委員、西和恵委員

欠席委員 : 遠藤智委員、川島光行委員、澤田美恵子委員、藤野伸之委員、檜皮義博委員

事務局 : 岩泉功一企画財政部長、櫻井芳信政策調整課長、川村裕樹政策調整課主査、
岸本美由紀主事

傍聴者 : 3 名

1. 開会

【事務局】

- ・本日は委員の 15 名中 10 名が参加している。委員の半数が出席していることにより、会議が成立していることを報告。

【会長】

- ・「北広島市学校跡施設市民検討会議報告書【案】」の確認と、この報告書を基に広葉・緑陽小学校の想定される運営主体や活用の方向性について審議を行う。

2. 議事

- ・事務局により資料説明が行われた。

(1) 北広島市学校跡施設市民検討会議報告書【案】について

【委員 A】

- ・広葉小学校と緑陽小学校は、立地的特徴から見ても性質が異なるため、この 2 つの学校を同じ考えで進めていくことは難があると思う。
- ・広葉小学校は、運営主体として、中小企業大学校のような財団や企業に行ってもらえるのが良いのではないか。人の流れが起きる企業を誘致することがよいと思われる。行政には管理だけをしてもらってはどうか。
- ・緑陽小学校は、立地がリゾート的な特徴があり、立地的特徴にあった活用の仕方がよいと思われる。
- ・法律が変わり、障がい者等は地域に戻ることになると思う。障がい者・高齢者福祉施設を誘致することがよいのではないか。

【会長】

- ・活用の方向性の 13 項目の運営主体として、どのような法人などが入るかは、今後募集していくことになる。
- ・学校跡施設をどのくらいの規模で運営するか、どういった主体で運営していくかは、次の段階で具体的に検討することになる。

- ・障がい者・高齢者福祉施設に関する意見は、活用の方向性②で出されている「高齢者福祉施設」でまとめている内容と、大きくは変わらないと思う。実際に、障がい者の方が入ることになった時に、改めて判断させてもらいたいと思う。

【委員B】

- ・誰が学校跡施設の運営を行うかが気になるところではないか。具体的には、次の段階で検討を行うことになると思う。
- ・学校跡施設暫定利用などを行い、動けるところから動かしていくことが必要だと思う。
- ・運営主体の議論をこの会議でも前に進まないため、課題の(5)の試行活用を、まずできるところでやっていくべきではないかと思う。
- ・試行活用はボランティアやこの検討会議のメンバーなど、やる気のある人と一緒に動いて、できるところからやっていくということが大切である。
- ・その後に、具体的に誰が学校跡施設全体の運営、管理を行うのか、費用はどのくらいかかるのかという精査等を、市も入って次年度から検討していったらよいと思う。

【会長】

- ・学校跡施設を運営、管理したいという団体について見当があるということから、このような団体に学校跡施設を試行的に活用してもらうことがよいのではないか。

【委員C】

- ・学校跡施設の活用に向けて動き出してから、様々な新たな課題が出てくるのではないかなと思う。
- ・運営にあたっては、北広島市がボランティアの募集から様々な場面で関わってくれるとよいと思う。

【会長】

- ・誤字脱字等の修正はあるが、北広島市学校跡施設市民検討会議報告書【案】の【案】をとって、最終的な報告書としてまとめさせていただきたい。
- ・学校跡施設を運営、管理する運営主体としては、管理委託や指定管理として、ある団体が部分的または全体的に状況を見て、管理していくことになると思う。
- ・活用ごとの運営、管理する団体が、この報告書に書いてある基本的考え方に則って運営しているかどうかを確認する運営協議会を組織できればと考えている。
- ・市が中心となって運営協議会を組織し、この検討会議に参加して頂いている人の他に、実際に運営して行く団体などに関わってもらい、全体のマネジメントを進めていきたいと考えている。

【委員A】

- ・運営協議会から学校跡施設の運営、管理主体としてやってもらうよう、団体等に積極的に働きかけて行くべきである。
- ・学習・研修施設のニーズは高いと思う。
- ・運営協議会に入っているメンバーの人達が、営業的なことを行っていくことが必要ではないか。

【会長】

- ・運営協議会は、地元住民や有識者、市など、運営を行ってもらえる団体に入ってもらわなければならない。
- ・運営協議会に入っているメンバーの人達が、営業的なこともしなければならない。
- ・運営協議会の人材は、それぞれの運営、管理主体が、基本的考え方に則って運営しているかどうかを確認するだけでなく、この学校跡施設を使ってもらいたい人・団体を上手く勧誘するなど営業的センスが必要である。そのような観点から、参加者を募ることが大切である。

【委員D】

- ・まず動き出すのであれば、運営協議会を組織し、実際に活用する運営主体に試行的に使ってもらい、その後に全体の運営主体を考えるのがよいのではないかと。

【会長】

- ・最初は、この運営協議会が主体にならなければならないと思う。
- ・具体的な施設の使い方になると、運営協議会ではまとめられないと思う。そのため、全体を運営、管理する主体が必要になってくると思う。
- ・試行的に全体を運営、管理する主体が必要ではないか。もしなければ行政が行うことが必要ではないか。

【委員D】

- ・NPO法人コンカリーニョが管理している札幌市の「あけぼのアート&コミュニティセンター」と市の広葉・緑陽小学校で異なってくる場所は、収益性ではないか。
- ・最初から運営主体が、収益性を考えて赤字にならないようにすることが必要である。

【会長】

- ・行政が直営で施設の運営、管理を行うと、人件費がかかる。
- ・時間の空いている人が、運営・管理を行うといったことが必要である。

【委員A】

- ・いくつかの企業が学校跡施設の運営に参加しても、抜けて行くことが想定される。
- ・収益性など事業計画を組み立てられる運営主体が必要である。

【会長】

- ・事業計画の組み立て方は、札幌市の曙小学校の例を参考にし、項目として何が必要かということを確認する必要がある。
- ・暖房費と管理の人件費がかなりかかる。
- ・現在の広葉小学校と緑陽小学校は、集中暖房なのか。

【事務局】

- ・今のところ集中暖房であり、年間約 600 万円かかっている。
- ・個別暖房に切り替える際、1 か所 50 万円ぐらいかかると思われる。

【委員E】

- ・施設の改修を誰が行うかで様々な課題が出てくる。

【会長】

- ・高齢者福祉施設など水回りやトイレなどが数多く必要なものは、改修費もかかる。
- ・できるだけ改修費がかからないようにしなければならない。
- ・改修費がかかった場合、家賃を徴収しなければならない。

【委員 A】

- ・ふぐの養殖場所として学校跡施設を使い、収益をあげている事例もある。

【会長】

- ・「北広島市学校跡施設全体を運営、管理する運営主体」には、NPO や企業、行政、任意の地域の団体などいろいろな団体が入ってくる可能性がある。
- ・学校跡施設全体の運営主体として、いろいろな団体が入ってくることを検討するのが、運営協議会ということになる。

【委員 F】

- ・それぞれ学校における活用の方向性を、活用の方向性 13 項目の中から絞り込んで何を行っていくかを正式に決めてからではないと、学校跡施設全体の運営主体を考えることは難しいと思う。
- ・それぞれの学校跡施設の方向付けをするのは誰がするのか。

【会長】

- ・方向付けをするのは運営協議会だと考えられる。

【委員 F】

- ・次の段階として学校跡施設全体を運営、管理する運営主体をつくることになるのか。

【会長】

- ・学校跡施設全体を運営、管理する運営主体は公募することとなる。
- ・学校跡施設全体を運営、管理する運営主体を、運営協議会で協議することになる。

【委員 F】

- ・札幌市のもみじ台小学校の売却は、どのような経緯から決定したのか。

【会長】

- ・札幌市もみじ台の小学校は、住民から利用のニーズがなかった。
- ・住民のニーズがなかったため、次の段階として民間への売却ということになる。
- ・プロセスが今回の広葉小学校と緑陽小学校とは違う。

【委員 G】

- ・おたっしゅ塾や陶芸など、すでに各小学校で試行されているものについて具体化して、そこでやれるものはまず試行してみるということになると思う。
- ・エコミュージアムなどは教育委員会に具体的に確認して、試行活用できるものを整理することが必要である。
- ・これを整理することにより、運営協議会や学校跡施設全体を運営、管理する運営主体としてどういったものが適しているかが明確になると思う。
- ・活用の方向性の 13 項目の運営主体では、ここで議論してきたことが理解できないこともあると思う。運営協議会で伝えることが必要である。

- ・活用の方向性の13項目について、すでに試行活用しているもの、次に活用してすべきこと、将来的に活用していくものに分けることが必要ではないか。

【委員A】

- ・広葉小学校・緑陽小学校において、必ずしもこの活用の方向性13項目の全てを行うということではなく、この中から選択して行っていくということだと思う。
- ・もしかすると、1棟丸ごと活用したいと言う運営主体が出てくることもあるのではないか。
- ・あまり細かく運営主体を入れていくと、施設が虫食いのような使われ方になるのではないかという懸念はある。

【会長】

- ・おそらく、新しく入ってきた運営主体が、今使っている既存施設を追い出すということはないと思う。
- ・基本は、新しく入ってきた運営主体には、空いている部屋を使ってもらうことになると思う。

【事務局】

- ・今後は市の方で、この報告書を参考に、利活用計画を策定していく。
- ・学校跡施設利活用の想定される運営主体については、運営協議会のイメージなどの説明を加えていきたい。

【会長】

- ・運営協議会を立ち上げることを市にお願いし、運営主体の公募などを今後進めてもらいたいと思う。
- ・北広島市学校跡施設市民検討会議報告書【案】をとって、報告書としたい。

3. 次回市民検討会議の日程

- ・次回は市長同席のうえ、最終報告書の提出ということで、3月23日（水）の16:00から、市役所本庁舎2階会議室で行う。
- ・北広島市学校跡施設市民検討会議報告書の修正等については、会長と事務局の方で作業を進めることとする。

4. 閉会